

## 随意契約理由書

件名	市立豊中病院 3 北病棟他改修電気設備工事その 2
契約の相手方	西田電気株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 8 号
随意契約理由	<p>本工事は、市立豊中病院内の救急エリアなどの移転・拡張を行うため、3 北病棟他内装改修に伴う電気設備工事を行うものです。</p> <p>本工事については、「市立豊中病院 3 北病棟他改修電気設備工事その 2」として一般競争入札を実施しましたが、有効な入札書がありませんでした。関連する「市立豊中病院 3 北病棟他改修工事その 2」は既に契約しており、同時に工事を完了させる必要があることから、入札への応札状況及び現時点での手持ち工事を総合的に勘案して契約相手方を選定し、受注することに同意が得られた西田電気株式会社と、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 8 号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	